

## 会議録（平成28年度第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成28年8月2日（火） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第602会議室
- 3 出席者  
（委員）魚住委員、大橋委員、中村委員、前田委員、水谷委員、山崎委員  
（県建設部）山田建設部技監、建設企画課主幹、都市整備課長、砂防課主幹、  
公営住宅課長 他  
（県農林水産部）農林検査課 他
- 4 会議次第
  - (1)開会
  - (2)あいさつ
  - (3)議事
    - ① 第3回委員会 審議対象事業の抽出について
    - ② 第1回委員会 会議録の確認について
    - ③ 第1回委員会 審議事業の修正評価書の確認について
    - ④ 第1回委員会 審議事業の再審議について  
【事前評価】公営住宅等整備事業
    - ⑤ 対象事業の審議  
【事前評価】公営住宅等整備事業  
【再 評 価】公営住宅等整備事業、街路事業  
【事後評価】街路事業
    - ⑥ その他
  - (4)閉 会

## 1 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業は、「再評価」が道路事業8件、公営住宅等整備事業5件の計13件、「事前評価」が公営住宅等整備事業2件で、合計15件である。

「再評価」は、事業種別のバランスを考慮し、道路事業と公営住宅等整備事業の両事業から抽出する。

道路事業では、橋梁整備や高速インター新設、4車線化など、事業の内容が多岐にわたるため、事業内容ごとにそれぞれ1事業以上を抽出する。事業内容が1事業である、1番の橋梁整備事業「羽島稲沢線」、3番の高速インター新設事業「岐阜稲沢線西尾張インター」、4番の4車線化事業「岐阜稲沢線苅安賀」を抽出する。バイパス整備事業については、事業が複数あるため、事業が最も進んでいる5番の「春日井一宮線」と、平成24年度に事業評価を実施している8番の「豊田一色線」は審議から除外する。それ以外の2番の「善師野西北野線」、6番の「西尾幡豆線」、7番の「岡崎足助線」の3事業を抽出する。

住宅等整備事業では、5つの事業内容に大きな差がないため、最も戸数が多く、完了予定年度が遅く、なおかつ、今回の再評価で、事業期間を7年延伸している「原山台住宅7丁目」のみ1件を抽出する。

「事後評価」の道路の2事業については、事業効果の発現状況、過去の審議状況に差はない。1番の「東海インター関連」は、県の負担金に基づき、名古屋高速道路公社が事業を実施したもので、公社において評価がなされることから審議から除外する。2番の「名古屋豊山稲沢線」は、事業期間が22年間と長く、事業内容がバイパス整備ということで、今後の同種の事業も多いことが予想されるため抽出する。

以上、「再評価」から7件、「事後評価」から1件の合計8件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 2 第1回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

## 3 第1回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

砂防課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

#### 4 第1回委員会審議事業の再審議

##### 【公営住宅等整備事業の費用対効果の算出方法・平針住宅9街区について】

公営住宅課から説明。

[委員] 費用対効果分析において、費用のうち維持管理費について、社会的割引率を考慮して算定しているか。便益の内訳を示した説明資料では、社会的割引率を「×（割引率）」とされているが、単純に掛けているだけか。

[県] 維持管理費についても便益と同様に社会的割引率を考慮している。説明資料上は、「×（割引率）」と表示しているが、実際の計算では、各年度毎に社会的割引率を掛けた計算をしている。

[委員] 社会的割引率が高い低いという以前に、その数値が硬直的であるという事実がある。今後、割引率が動くと便益がどのように変化していくのかを見ていく必要があるのではないかと考えている。

[委員] 社会的割引率については、当初にかかる建設費に比べ維持管理費は桁が違うため、結果的にコストよりも便益に大きく関わってくる。このため、割引率を小さくした場合、便益が大きくなり、費用対効果分析の計算値は大きくなる方向に動くことになるが、それでも割引率による変化を確認する必要があるか。

[委員] 社会的割引率の値により、過小評価になってもいけないため、もう少し分析が必要と考える。例えば、 $B/C$ が1ぎりぎりになったものについて、割引率を変えて、どこまで $B/C$ が上がるかを参考値として確認するなどしてはどうか。

[委員] 実際に評価に使用するのは4%だが、仮に費用対効果が1.05とぎりぎりになった事業については、参考までに仮に割引率が2%や3%になった時に、どれほど費用対効果が上がるのかを確認することでよいか。

[事務局] 費用対効果計算の構造上、割引率を変えていくことによる傾向はどの事業も同じである。指摘のとおり、評価としては、これまでどおり4%とするが、費用対効果がぎりぎりの事業については、参考値として割引率を変化させる方向も検討する。補足だが、公営住宅等整備事業では、短期間に建設を行うため、建設費には割引率をかけていないが、道路事業や河川事業など工事期間が長い場合は、建設費にも割引率を考慮して算出している。

[結論] 平針住宅9街区については、対応方針（案）について了承する。

## 5 対象事業の審議

### 【事前評価の審議】

#### (1) 公営住宅等整備事業

##### ①公営住宅等整備事業：西春住宅南地区の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 今後、人口構成、世帯構成が変わっていく中で、何をもって老朽化か、狭小化なのかを整理し、事業の妥当性を見ていく必要がある。また、高層化と高齢化の方向について、引きこもりの原因の一つになるなど想定されるので疑問を感じる。

[県] 公営住宅法では耐用年限が70年という規定があり、70年は使用するという考えで事業を進めている。住戸面積の狭小については、最低居住面積水準では一人二人の世帯では満足することもあるが、誘導居住面積水準では、現況の住戸では厳しい状況である。将来の世帯構成を見据えた計画として、二人世帯を意識した住戸である2DK戸数を増加させる計画である。高層化については、コストと駐車場確保等の面で、この方向で進めている。

[委員] 評価調書では、除却が269戸とあるが、入居率の説明の部分では78戸となっている。78戸はどこに住戸数なのか。評価調書に、余剰地活用等の便益が2.6億円とあるが、説明書きがなく余剰地がどこから生まれたのかが分からない。

[県] 建替を行う南地区では既に募集を停止しているため、事業の必要性を示す入居率の説明において、数値を使用するのは適当ではない。このため、建替済みである北地区の西側住棟の入居率を記載した。評価調書に余剰地に関する説明がないため追記する。

[委員] 将来的な入所者数や世帯構成について、どういう見通しをしているのかを示して欲しい。便益算定における稼働率をどのように設定しているのか。

[県] 推計では、愛知県の世帯数は平成37年をピークに、その後減少する。高齢者の単身独居が増えるという推計が出ていることなどから、当面は戸数の維持が必要と考えている。便益算定については、建替後の住棟は入居率が高いことを考慮し、100%で算定している。

[委員] 推計については、愛知県全体ではなく、入居条件となっている低所得者世帯の推計を示す必要がある。入居率について、新築直後はよいが、その後100%の保証はあるのか。

[委員] 便益計算のシミュレーションをして、入居率が何%になると費用対効果が1を切るなどの検討をすればよいのではないかと。

[県] 稼働率についてのシミュレーションは可能である。しかし、入居可能な低所得者は全体の25%にあたる300万世帯であり、県営住宅の戸数はその2%弱なので、入居の需要があるとも言える。

[委員] それは総数であって、全員が県営住宅に入るわけではない。これまでの実績がどういう傾向で、今後の高齢者や低所得者の人数がどうなって、総合的に判断して入居者が現状維持なのか、減るのか、そうした見通しを持っていないのか。入居者の収入分位別の総数の推移はどれぐらいか。

[県] 平成23年の収入分位Iの総数が3万4000世帯、平成27年だと3万3700世帯である。

[委員] そのようなデータから傾向を整理し、将来の見通しを立てれば良いのではないかと。今までの推移や今後の見通しを示すことは出来ないかと。

[委員] 公表する評価調書としての資料と、判断に至る根拠資料は別のものであるが、この委員会では、必要により根拠資料も提示して説明した方が委員の理解が深まる。

[事務局] 県営住宅は福祉的な要素もある。委員のご指摘を踏まえ、公営住宅事業を進めるうえでの前提の部分について、どこまで説明できるのかを検討する。

[委員] 公営住宅事業の全体に関わる説明について検討するとのことであるので、個別事業の審議とは切り離して考え、個別事業の審議の結論を出すこととしたいがどうか。

[委員] 評価調書について、県民の方が見た時に内容が分かるように、事業の必要性で記載している入居率と余剰地活用等による便益の部分の補足説明するよう修正することでよい。

[結論] 西春住宅南地区の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

## ②公営住宅等整備事業：初吹住宅西地区の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 事後評価時の評価内容を再入居の保障としているが、再入居の保障だけでは戸数を大きくすれば足りてしまうため、稼働率を評価の対象とすることは出来ないか。

[県] 建替後にどのような方が、どれだけ入居したかも評価の対象として検討する。

[委員] 公営住宅法上、県に住居の提供の義務があるということによいか。

[県] よい。

[委員] 先程の議論でもあったが、この案件では手計算すると、家賃建替による入居率を85%とした時に、B/Cが1を切る。入居率の考えが稼働率の評価に対する参考となる。

[結論] 初吹住宅西地区の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

### 【再評価の審議】

#### (2) 公営住宅等整備事業

##### ①公営住宅等整備事業：牛川住宅、小島住宅、高御堂住宅1街区、諏訪住宅2街区、西口住宅を一括審議

公営住宅課から説明。

[委員] 今回の住宅は、建替後の長い時間軸で見た時に、コミュニティが成り立つような立地なのか、交通の不便さ等はないのか。

[県] 新規整備の場合、市町村の意見を伺いながら選定している。中には市街化調整区域にある住宅もあり、すべてが市街地にあるわけではないが、建設後40年以上経過しており、周囲には戸建て住宅等も張り付いているため、孤立するような状況ではない。

[結論] 牛川住宅、小島住宅、高御堂住宅1街区、諏訪住宅2街区、西口住宅については、対応方針（案）について了承する。

### (3) 街路事業

#### ①街路事業の費用対効果の算出方法について

都市整備課から説明。

特に意見なし。

#### ②街路事業：瀬戸大府東海線菱野橋工区の審議

都市整備課から説明。

[委員] 貨幣価値化困難な効果の評価値が0.6を越えるというのは何で決められているのか。

[県] 前回の委員会で承認された「道路・街路事業の事業評価マニュアル」にて定めており、P24に記載がある。

[委員] 事業の目的が交通安全対策の強化であり、歩行者自転車の安全確保をするところがあるが、昨年度改訂された道交法では自転車は歩道を通れないということになったが、どう考えているのか。

[県] 道路構造令に基づき、両側4mの自転車歩行者道を設置する計画としているが、現時点では自転車を具体的にどう通すかについて公安委員会等とは詰めていない。自転車の通行については、当該区間だけではなく、自転車ネットワーク計画を作らなければ効果がない。

[委員] 法律的には自転車は原則車道を走ることとなっている。再評価にて計画を変更するのは困難かもしれないが、今後検討はしていただきたい。

[県] 供用開始を行う前には、自転車の走る位置について公安委員会と相談して進める。

[委員] 用地買収および工事借地で地権者との調整に不測の期間を要したとあるが、これは交渉が難航して長期化していたが現在は解決したということで良いか。

[県] 菱野橋という橋を新しく架け直すという事業であるが、そのために一度道路を仮橋へ迂回させる必要がある。この迂回路に必要な土地について商店の駐車場を借地させて欲しいということで交渉を行ったが、駐車場が無くなる

面積が多すぎるということで交渉が難航し、平成21年と平成22年の2年間についてほぼ未着手状態であった。現在は借地の面積を減らすことで借地契約を行い、現場に着手している。

[委員] 計画当初と実績では何年遅れたことになるのか。

[県] 4年遅れている。まず借地の交渉で2年遅れており、また借地面積を減らしたことで仮橋が新設橋と重なることとなり、橋梁工事の工法変更が必要となった。当初は全断面一括で工事が可能であったものを2段階に分けて工事を行うという工法へ変更しており、当初の想定よりもさらに2年遅れることになる。

[委員] 費用便益分析上、事業完了が4年延びると便益も4年分減るか。機会費用を考えると、事業完了が遅れた分、得られなかった効果があるのではないかと思う。合意形成の経済価値とでもいうのか、合意形成が遅れたことで機会費用を失っているとすると、その積み重ねが大きなお金になると感じている。

[県] 費用便益分析の考え方では、便益は事業完了後50年間で計算するため、便益自体は減らない。

[県] 事業期間が延びると費用対効果を計算する際は、先程から議論されている社会的割引率の4%があるので、事業が長期化するほど費用が増加し、費用対効果は減少する計算になるため、事業期間はできるだけ短い方がよい。

[委員] 交渉の長期化と工法の変更については他事業においても起こりうることであるため、十分留意する必要があるのか、調書に記載してはどうか。

[県] 事後評価においては同種事業に反映すべき事項として記載を行うが、今回は再評価ということでこの事業に対する内容のみ記載をしている。

[委員] 4年伸びたことにより得られなかった便益について調書の未着手または長期化の理由に記載ができないか。当初計画の段階での費用対効果は算出していないのか。

[県] 事業着手時の事前評価を行っていないため、当初計画段階での費用対効果は算出していない。仮想的に着手時に遡り計算を行うことはできるが、今回の調書は事前評価を行っていないという前提で作成しているため、調書中に記載することはいかがなものかと考える。



[委員] このような遅れは他事業にもあるため、再評価の段階で、この事業だけ調書に記載するというのは困難であると思う。しかし延伸期間の内訳や工法が変更になったこと、工事費が増加して用補費が減少したことについては調書から読み取ることができないため、調書の「未着手または長期化の理由」に記載をした方がよい。

[県] 指摘のとおり記載する。

[結論] 瀬戸大府東海線菱野橋工区の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

### ③街路事業：伏見町線二見町工区の審議

都市整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 伏見町線二見町工区の対応方針（案）について了承する。

### ④街路事業：西今宿東条線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 事後評価の5年後の評価内容の交通状況の変化（交通量、旅行速度）と、貨幣価値化可能な効果の走行時間短縮便益など3項目は、同じだと思ってよいか。

[県] 走行時間短縮便益等は、B/Cを出すときのもので、将来道路網ネットワークを組み、その中を車が走ったときに、〔整備あり・整備なし〕でどれだけ走行時間等が変わるのかという評価を、平成42年を目標に計算するものである。一方、事後評価の評価内容は、完了5年後に実際の交通量や旅行速度を測定して評価するというものである。

[委員] 用地買収の遅れが事業長期化の理由とあったが、当初計画が甘かったのか、計画は適切だったが実施時に改善すべきことが多かったのか、どちらか。

[県] 計画時は順調に進む見込みであったが、地元に入って用地交渉が長引いた。

[委員] 昨年度の委員会でも、長期化の理由に用地買収の遅れが多く、その多くで当初計画が甘かったということだった。これまで上手くいかなかったことを改善する意味で、計画の立て方の見直しや、コミュニケーション能力の向上等の方策は考えていないか。

[県] 地元への説明会等の中で、地元の雰囲気や用地交渉等もしっかり詰めた上で地元に入れればよいと思う。また、事業費の面で、思い通りの予算が付かないということもある。その両面をある程度想定した上で事業期間を設定することや、事業区間を短くしてコンパクトに実施するなど、計画する時点で考えていきたい。

[結論] 西今宿東条線の対応方針（案）について了承する。

#### **⑤街路事業：都市高速道路名古屋鉄道名古屋本線等（知立駅付近）の審議**

都市整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 都市高速道路名古屋鉄道名古屋本線等の対応方針（案）について了承する。

### **【事後評価の審議】**

#### **（４）街路事業**

##### **①街路事業：一宮春日井線の審議**

都市整備課から説明。

[委員] 評価調書２ページの「事業期間に対する評価」に、「当初段階で想定が困難な事案が生じたものであり、やむを得ないものであったと判断する。」とあるが、ステークホルダー分析といって利害関係者にヒアリングをしていく調査手法が既にあるため参考とされたい。

[県] 今回、埋蔵文化財では発掘調査があり、まさに、教育委員会へきちんと照会した上で、遺跡等のあるなしを判断し、どの規模の発掘調査になるかなど、

事前に確認していればよかったという案件だった。なお、評価調書の「今後の事業に反映すべき事項」に、その旨を記載している。

[結論] 一宮春日井線の対応方針（案）について了承する。

以上